

**第3期 総社市障がい者計画・第5期 総社市障がい福祉計画・
第1期総社市障がい児福祉計画（素案）に対するパブリックコメントのまとめ**

意見の概要	パブリックコメント用計画(案)対応ページ	市の考え方
「相談窓口を一本化」とあるが、平成21年に開設された相談支援センターゆうゆう(現・障がい者基幹相談支援センター)がそれにあたるのではないかと。総社市障がい者計画・第3期総社市障がい福祉計画22ページにもその旨の記載があるが、具体的にどのように一本化されるのか。	5ページ	平成21年に障がい者基幹相談支援センターを開設し、相談窓口の一本化を実現してまいりましたが、依然として相談したいときに相談先を迷ってしまう現状を認識しております。本計画においては43ページ(2)相談支援体制の構築の項目に記載のとおり、同センターのさらなる拡充と相談支援体制の充実を図ってまいります。
(2)青年壮年期について、自立支援協議会とのヒアリングにおいて、「就労以外のこともきちんと取り上げてほしい」との旨の発言があったと思うが、主な施策で触れられているのは就労のことにしか触れられていない記述になっているのではないかと。	6ページ	障がい者千五百人雇用事業において、青年壮年期の主に施策については就労関連の施策を中心に取り上げております。各種団体とのヒアリングでもご意見をいただきました就労以外の部分の施策の充実については、計画の基本目標としております障がい者の「安心」「自立」「健康」「雇用」「教育」の各分野において、アンケート集計などによるニーズをもとに施策を定め、記載しております各施策に取り組むこととしております。
(3)高齢期について、介護保険との連携について一切触れられていない。共生型サービスや相談支援専門員と介護支援専門員との連携等、高齢の障がい者に対する支援の在り方について、総社市としてどのように考えられているのか。	8ページ	本計画においては、8ページ(3)高齢期の項目に記載のとおり、「障がいのある人が高齢期になっても安心して地域生活を送ることができるように、介護保険サービスを含む高齢者福祉や、地域福祉、健康づくりなども含めた、総合的な視点が求められる」との考えのもと、高齢期に安心して生活ができるよう支援を図ってまいります。
「～早期発見し、就学に向けて発達を促す～」(8行目)とある。発達支援は就学に向けて行うものではなく、その子の生活の質を考える上で有益なので行われるものだと思うが、わざわざ就学に向けてと記載されているのはなぜか。不要ではないかと。	10ページ	発達支援は、それぞれの時期に合う次のライフステージを見据えたものであるべきですが、同時に生涯を通じた支援であることを常に念頭においておく必要があると認識しております。乳幼児期は、次に来るライフステージ上の大きな節目として就学があり、保護者もそれを大きく意識しますが、就学のみにとらわれず、将来地域で自分らしく生活できることを目指した支援体制の構築を図ってまいります。
発達障がいとは、「集団生活をしていく中で集団になじみにくさを感じたりすることで気づくことが多い」とあるが、そうであるなら総社市の乳幼児健診における発達障がい児の疑いのある児の率の高さと矛盾しないか。また、なじみにくさを感じているのは、その児ではなく周囲の者の方が多いのではないかと。	20ページ	発達障がいへの気づきの部分について、表現を整理いたします。総社市では発達障がい児への支援を早期に開始することの有効性を重視し、新生児訪問や乳幼児健診など乳幼児や保護者とかかわる機会をできるだけ多く設け、早期の気づきのきっかけとしています。集団生活開始前後にかかわらず、適切な支援につなげていく体制を構築してまいります。
意思決定支援というよりは意思疎通支援について記載されている。また、「成年後見制度の周知と利用促進」が「経済的自立の支援」に位置付けられているが、成年後見制度は経済的な支援に限らず、本人の権利擁護を担う一つの制度であり、p12の計画の体系でいうところの「総社市は障がい者の「安心」に責任を持ちます」あるいは「総社市は障がい者の「自立」に責任をもちます 2.自立した生活の支援・意思決定支援の推進」に位置づけられると思うがどうか。	42ページ 58ページ	障がい者のある方への支援にあたっては、様々な観点から分野を超えた横断的な取組みが必要であり、実情にあわせて多面的に施策に取り組むこととし、各種施策を整理しているところです。ご指摘の「成年後見制度の周知と利用促進」については、意思決定支援においても非常に重要であることから、施策の整理についてより分かりやすくなるように検討します。

意見の概要	パブリックコメント用計画(案)対応ページ	市の考え方
相談支援体制の充実における「現状以上にワンストップの相談窓口としての役割を果たすべく拡充し」の主語がわからない。	43ページ	「基幹相談支援センターが」を主語として明記します。
児童発達支援センターである市立総社はばたき園について一切触れられていない。児童発達支援センターは、地域における児童発達支援の中核的役割を担うことが求められているが、児童発達支援センターを中心とした総社市の支援体制の構築についてどのように考えられているのか。	45ページ	総社はばたき園は児童発達支援センターとして総社市における児童発達支援の中核的役割を担っており、本計画においても児童発達支援センターの役割を明確とするため、(4)障がいのある子どもに対する支援の充実の項目に明記します。
(1)療育の充実に市内唯一の児童発達支援センターである「市立総社はばたき園」の記載が一切見られない。	62ページ	関係機関とのネットワークの整備の項目に明記します。
(2)学校教育の充実に特別支援教育推進センター「きらり」の記載が一切見られない。	63ページ	特別支援学級等における指導・支援の充実の項目に明記します。
地域生活支援事業・相談支援事業における「基幹相談支援センター等機能強化事業」、「住宅入居等支援事業」についての記載が一切ないが、障がい者の一生に責任を持つことを謳う総社市の今後の取り組みを考えて行く上では、必要な事業だと思われるが、位置づけていただくことは出来ないか。	83ページ	「基幹相談支援センター等機能強化事業」の強化事業に必要な専門職の配置については、すでに取組んでいます。基幹相談支援センターでは高い専門性をもつ職員を、相談者と関係機関との連絡調整をはじめ、職員を学校や事業所、地域へ派遣して、障がいへの理解促進・啓発、助言を行うこととしております。住宅入居等の支援については、入居・入所支援などの問題に横断的に対応し、ワンストップで行うため「総社市権利擁護センター“しえん”」を運営しています。